

議案第11号

瀬戸内市火入れに関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年 2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

瀬戸内市火災予防条例の改正に伴い、瀬戸内市火入れに関する条例を改正するため。

瀬戸内市条例第　　号

瀬戸内市火入れに関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市火入れに関する条例(平成16年瀬戸内市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第14条中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報、火災注意報、火災警報、林野火災注意報又は林野火災警報」に改める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市火入れに関する条例(平成16年瀬戸内市条例第138号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u> <u>又は火災警報</u>が発令された場合には火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u> <u>又は火災警報</u>が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>、<u>火災注意報</u>、<u>火災警報</u>、<u>林野火災注意報</u>又は<u>林野火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>、<u>火災注意報</u>、<u>火災警報</u>、<u>林野火災注意報</u>又は<u>林野火災警報</u>が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>